

国立大学法人高知大学廃棄物処理実施細則

平成16年4月1日
規則第115号

最終改正 令和7年1月20日規則第53号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人高知大学廃棄物処理規則第8条及び第9条の規定に基づき、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）における廃棄物の処理の実施に関し必要な事項を定める。

(廃棄物の処理方法)

第2条 廃棄物は、区分ごとに、別表に掲げる要領により分別し、処理しなければならない。

2 前項の規定により難い特殊な廃棄物については、その都度、廃棄物処理責任者（以下「責任者」という。）が廃棄物処理管理責任者（以下「管理責任者」という。）に報告し、管理責任者の指示する方法により処理するものとする。

3 廃棄物の最終処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定める廃棄物処理業者に委託するものとする。

4 教室等及び処理施設における感染性廃棄物の保管は短期間とし、保管に当っては他の廃棄物と区別し、関係者以外は立ち入れないよう配慮しなければならない。

5 感染性廃棄物の保管容器は、定期的に（廃棄物に直接接触した場合にはその都度）消毒するものとする。

(感染性廃棄物の管理)

第3条 管理責任者は、本学が排出する感染性廃棄物の種類、排出量等の概要を把握し、年度ごとの処理計画書を作成するものとする。

2 管理責任者は、本学における感染性廃棄物の処理状況の把握に努めるとともに、処理に関する記録を作成し、保存するものとする。

3 責任者は、当該教室等で感染性廃棄物に係る事故等が発生したときは、必要な措置を講じるとともに、速やかに管理責任者に報告するものとする。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（令和7年1月20日規則第53号）

この細則は、令和7年1月20日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	類別	例	保管容器	梱包	運搬	学内処理	最終処分	備考
感染性医療廃棄物	第1類	血液、血漿、血清、体液（精液、組織液等）、血液製剤（全血製剤、血液成分製剤）、培地（液体・寒天培地）等	指定のポリ容器（蓋付） バイオハザードマーク（赤色）	プラスチック容器又は厚手のビニール袋に入れ、密封する。 保管容器には、あらかじめビニール袋を二重に装着し、運搬前に袋の口を密封する。	保管容器に入れたまま各教室等の担当者（学部）又は清掃業者（病院）が処理施設まで運搬する。	梱包のまま清掃業者が学内の設備にて滅菌及び粉碎処理する。	学内処理したものを処分業者が学外処分する。	排液吸引処理容器は容器本体にバイオハザードマーク（赤色）を貼付し、保管容器として使用する。運搬及び処分はポリ容器の場合に準じて行う。
	第2類	血液・病原微生物等が付着した（固形物、布（ガーゼ、包帯、脱脂綿等）、金属、プラスチック等） 透析器具（チューブ、フィルター、血液浄化器等）	指定のポリ容器（蓋付） バイオハザードマーク（橙色）	保管容器には、あらかじめビニール袋を二重に装着し、運搬前に袋の口を密封する。				
	第3類	血液・病原微生物等が付着した（鋭利なもの） 注射針（注射針付点滴チューブを含む）、メス、ガラス、陶器等	指定のポリ容器（蓋付） バイオハザードマーク（黄色）	プラスチック容器に入れ、密封する。 保管容器には、あらかじめビニール袋を二重に装着し、運搬前に袋の口を密封する。				

非 感 染 性 医 療 廃 棄 物 ・ 非 医 療 廃 棄 物	第4類 (可燃物)	紙、布、木、塵芥等		ビニール袋(黒色)に入れる。	各教室等の担当者(学部)又は清掃業者(病院)が指定場所まで運搬する。		処分業者が学外処分する。	
	第5類 (不燃物)	金属類(ジュース等空缶を除く。)、ガラス(瓶)・陶器・石膏類、プラスチック類(ペットボトル類を除く。)、蛍光管、ジュース等空缶、ペットボトル		ビニール袋(透明)にそれぞれ分別して入れる。 蛍光管はドラム缶に入れる。	各教室等の担当者(学部)又は清掃業者(病院)が指定場所まで運搬する。		処分業者が学外処分する。	薬瓶等は内容物を除き、スプレー缶は孔をあけた後、廃棄する。水銀体温計、水銀電池及び乾電池は、指定された日に指定された場所に搬入する。
	第6類 (特に鋭利なもの)	注射針、メス、カミソリ刃、押しピン等		プラスチック容器に入れる。	各教室等の担当者(学部)又は清掃業者(病院)が指定場所まで運搬する。		処分業者が学外処分する。	

(注1) 動物実験廃棄物(動物屍体を含む。)、組換えDNA実験廃棄物及び放射性同位元素を含む廃棄物の廃棄については、別に定めるところによる。

(注2) 手術等で生じた摘出臓器、組織等については、別途の処理手続による。